

妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）の施設認定要件につきまして

妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）の施設、暫定がん・生殖医療ナビゲーター、日本がん・生殖医療学会会員の皆様

2025 年 2 月 5 日
一般社団法人日本がん・生殖医療学会
理事長 高井 泰
認定制度委員会 委員長 小野 政徳

令和3年度から、国と自治体による「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」が開始されました。本事業は、妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（温存後生殖補助医療）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出等目的としています。そのため、「研究促進事業」の観点から妊孕性温存実施施設の厳格な認定基準を設けるとともに、以下のアウトカム指標の収集を研究の柱としています：

- がん側アウトカム：再発率・生存率などの治療成績
- 生殖側アウトカム：凍結検体使用率・妊娠率・生児獲得率

日本産科婦人科学会は施設認定要件として、次の条件を設定しています（精子凍結保存のみ実施する施設を除く）：

- 原疾患治療機関との連携体制の確立
- 治療前から治療後までの継続的な支援体制（情報提供・相談支援・心理社会的支援）
- **年間5例以上の経験（カウンセリングのみを含む）*1**
- 意思決定支援医療従事者（**がん・生殖医療専門心理士、OFNN、認定がん・生殖医療ナビゲーター**）の配置*2

※2025年2月現在「望ましい」とされている*1,*2については、令和8（2026）年12月末日までに必須条件へ移行することが示されました。

これらの要件は、日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）を通じた長期フォローアップデータの収集と連動し、妊孕性温存療法のエビデンス構築を推進することを目的としています。

本会は引き続きがん等の患者のより一層のサバイバーシップの向上を図るとともに、妊孕性温存療法のエビデンスの構築に寄与したいと考えております。引き続き意思決定支援に関わる医療従事者の育成・確保を進めていただき、本研究事業へのご協力をいただきますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、本学会認定ナビゲーター制度に関しては、

<https://www.j-sfp.org/navigator/item01/>（右のQRコード）

をご参照下さい。

妊孕性温存施設（日本産科婦人科学会）の要件については、日本産科婦人科学会ホームページをご確認下さい。

